

○宮崎大学農学部研究推進室規程

平成26年3月4日
制 定

改正 平成28年3月25日 平成30年9月18日

(設置)

第1条 宮崎大学農学部（以下「本学部」という。）に、宮崎大学農学部研究推進室（以下「研究推進室」という。）を置く。

(任務)

第2条 研究推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究重点領域の研究環境・基盤整備に関する事項
- (2) 学部内共同研究及び研究交流の推進に関する事項
- (3) 概算要求及び外部資金等の獲得に関する事項
- (4) 論文数増加の方策の企画・立案
- (5) 大学ランキング向上に関する事項
- (6) 組織の自己点検・評価に関する事項
- (7) その他研究推進に関する事項

(組織)

第3条 研究推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室長補佐
- (3) 室員

(室長)

第4条 研究推進室に室長を置き、副学部長（研究担当）をもって充てる。

2 室長は、研究推進室の業務を総括する。

(室長補佐)

第5条 研究推進室に室長補佐を置き、室長が指名する室員をもって充てる。

2 室長補佐は、室長を補佐し、研究推進室の業務を掌理する。

(室員)

第6条 研究推進室に室員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学部長が指名する教員 若干人
 - (2) 室長が指名する教員 若干人
 - (3) 事務長が指名する事務職員 若干人
- 2 室員は、研究推進室の業務を処理する。
- 3 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項第1号及び第2号に掲げる室員には、原則として各学科教員1人以上を含むものとする。

(研究推進室会議)

第7条 研究推進室の下に、本学部の研究推進に関する事業を円滑に実施するため、研究推進室会議を置く。

2 研究推進室会議に関し必要な事項は、研究推進室が別に定める。

(事務)

第8条 研究推進室の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究推進室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学農学部研究推進委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成30年9月18日から施行する。